事例No.	494
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	福島県

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・適切な資産管理 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	その他

事例内容・タイトル

「福島県におけるストックマネジメント策定支援の取り組み」

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（平成29年２月号）

先進事例紹介



『福島県におけるストックマネジメント策定支援の取り組み』

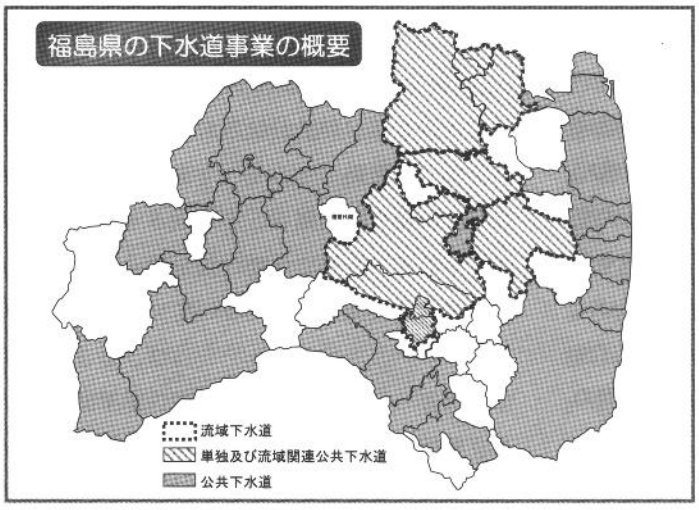
福島県土木部下水道課主任主査
前田盛夫

1. 福島県の下水道事業の概要

本県は、面積 13,783k ㎡で北海道、岩手県についで全国 3 位の広さを有しており、南北に走る阿武隈高地と奥羽山脈によって、浜通り、中通り、会津地方に三分され、それぞれに気候が大きく違い、特徴ある風土・文化を形成しています。

2011 年の東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響が未だ色濃く残っており、現在（平成 28 年 11 月現在）においても避難指示区域を抱え、8 万人を超える住民が県内外に避難しています。

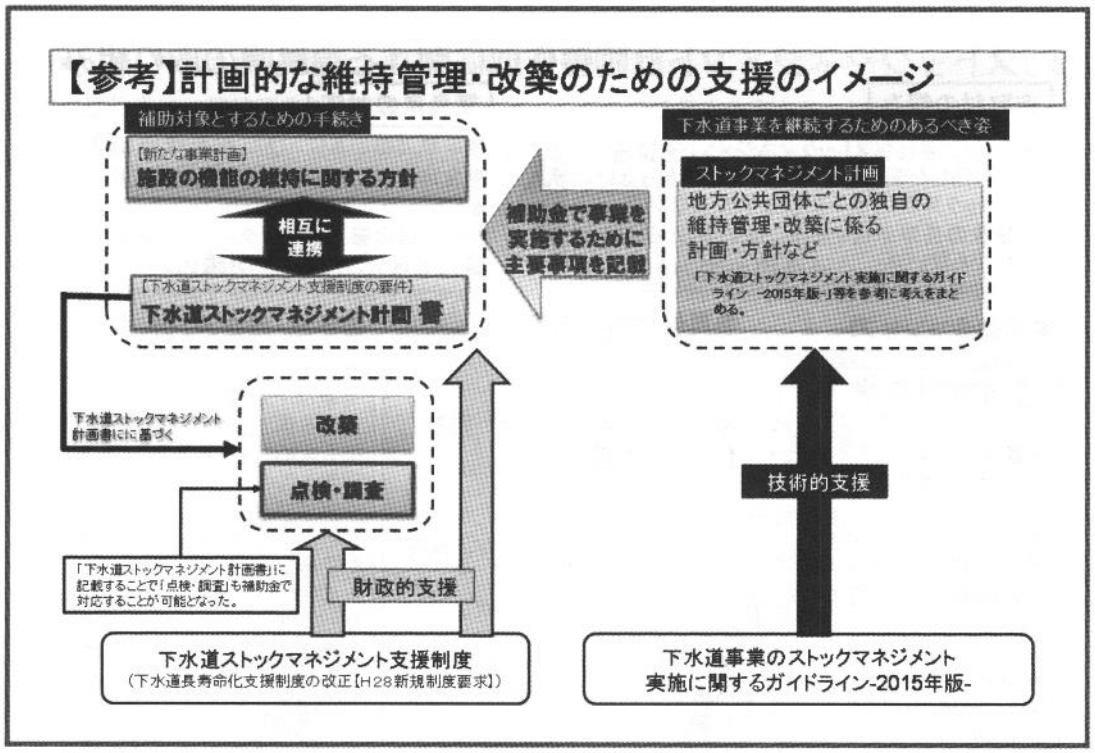
本県の下水道事業は、1 流域 4 処理区の他、全 59 市町村のうち 41 市町村で下水道事業を実施しており、すべての市町村で供用を開始しています。平成 27 年度末の普及率は、汚水処理全体で 81.8%、下水道で 52.4%であり、10 年概成に向けて整備を進めています。都道府県構想では、下水道 68.7%、農集排 7.7%、合併浄化槽 23.3%の整備区分となっており、現在、各市町村において見直しを行っていますが、未だ避難指示区域を抱え人口が流動的であることから、県全体としての構想見直し（取りまとめ作業）は当面見送ることとしています。



2. 下水道法改正とストックマネジメント支援制度

国土交通省下水道部では、持続可能な下水道事業の確保へ向けて、平成 27 年 5 月に下水道法を改正し、維持修繕基準の創設と施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針を事業計画書へ記載することとしました。

さらに、法改正を財政的に支援する制度として、今までの長寿命化制度を拡充させた「下水道ストックマネジメント（以後 SM と表記）支援制度」が平成 28 年度から導入されました。この制度では、今までの施設ごとの改築更新計画に変えて、下水道施設を一体的に捉えた SM 計画の策定と、その計画に基づく調査・点検、改築更新が交付金で支援されることとなりました。



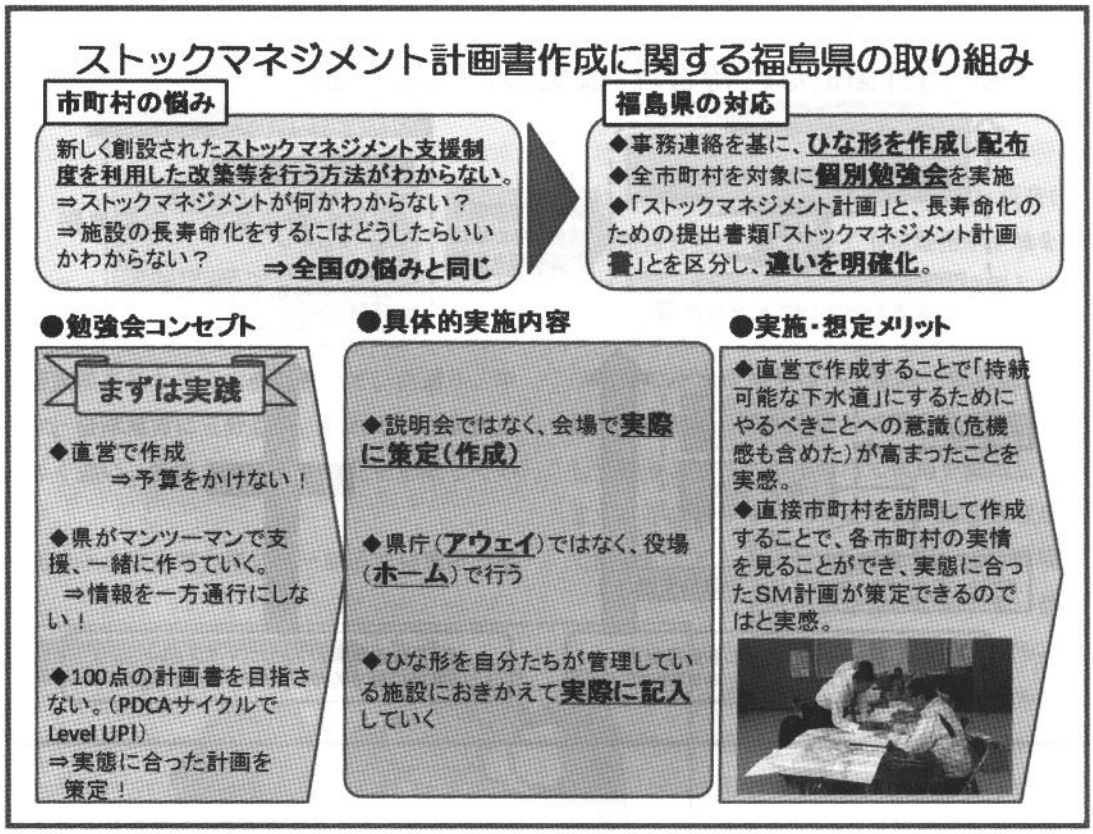
3. 取り組みに至る背景

福島県では、今回の法改正や今までの長寿命化支援制度から拡充された SM 支援制度の創設をチャンスととらえて、新制度の早期の適用を目指すこととしました。

県内の市町村の多くは担当者が一人で下水道事業を実施しており、しかも公共下水道だけではなく、農業集落排水や合併浄化槽、さらには上水道事業までも担当している様な状態であります。さらに近年では事業着手時や供用開始時に携わっていたベテラン職員が退職するなど、技術や施設情報の継承も課題となってきており、執行体制の脆弱化か顕著にあらわれてきました。

この様な状況の中で各市町村から、「ストックマネジメントが何か分らない。」「施設の改築更新をするにはどうすればいいのか分からない。」「法改正にどう対応したらよいのか分からない。」「コンサルタントから見積もりを取ったら億単位の金額と数年間の工期が提示された。」など多くの不安の声が寄せられました。

そこで、県では SM 計画書のひな形を作成し、平成 28 年 5 月に担当者会議を開催して法改正や SM 計画書について説明を行いましが、数十人を対象にした講義形式では事の本質が伝わらないのが現実であり、制度の内容は理解できても、実際に SM 計画書を策定するには、何をどのようにすればよいのか分わからないとの声が再びあがり、SM 計画書の策定や法改正の適用はなかなか進みませんでした。



4. 福島県の取り組みの内容

先述したとおり県内の下水道実施市町村は、人口 30 万人超の中核都市から数百人の村まであり、一律に同じ歩調で進めるのは難しい状況であるため、最後の一自治体までゴールにたどり着けるラストランナー方式による支援が必要でありました。(旧態依然の護送船団方式という意味でなく、地域の実情に見合ったきめ細やか支援と言う意味でのラストランナー方式)

そこで本県では、このラストランナー方式の具体策として、市町村と県によるマンツーマン方式による個別勉強会を実施することとしました。

この勉強会を実施するにあたっては基本コンセプトを“先ずは実践”とし、以下の 3 つの目標を挙げて取り組みました。

①「100 点を目指さない」

②「マンツーマン方式」

③「直営で作成する」

まず、一つ目の「100 点を目指さない」ことについては、今回の SM 計画書の策定や事業計画書の法改正は、持続可能な下水道事業へ向けたトリガーであってそれ自体が最終目標物ではありません。

下水道事業を持続可能なものとするためにあるべき姿を見据え、現時点で実施可能なレベルの計画を作成してまずは実践し、PDCA サイクルでレベルアップを図っていくものとしました。

二つ目は「マンツーマン方式」による個別勉強会の実施です。一方的な説明会とせずに、多くても 2 自治体程度を対象に、マンツーマン方式で県と市町村の担当者が一緒に理解しながら作り上げる方法で実施し、一般的な通知文書のように情報が一方通行で終わらないように配慮しました。具体的には会場で実際にひな形をもとに、それぞれの市町村の施設や管理状況に置き換えて SM 計画書や法改正に適用した事業計画書に記入し、後日清書して提出すれば完成という状態まで仕上げることとしました。また、会場については県庁（アウェイ）ではなく、役場（ホーム）で行うこととしました。通常、打ち合わせや協議は県庁で行うことが多いのですが、自分のホームグランドで行うことによって落ち着いて取り組めるとともに、不足書類があった時などはすぐに対応できるなど、効率的に策定を進めることができました。

三つ目は、「直営で作成する」ことです。SM 計画書の策定や法改正に適用した事業計画書の主な記載内容は、点検・調査の頻度や改築更新の基本方針などであり、これらは仮にコンサルタント等へ委託をしたとしても最終的には管理者が決めることであって、コンサルタントに決められることではありません。今回の施策の最大の目的は「持続可能な下水道事業にするための“きっかけ”」です。それを委託してしまったのでは最も大事なことに気づかずにお金と時間だけを費やす結果となってしまう恐れがあったことから、自分たちで手を動かして何かを気付いてもらうために直営としました。

さらには、現実的に委託をする予算の余裕もなく、計画策定にお金をかけるならその分の予算を点検・調査や改築にかけた方が良いとの、背に腹は代えられないといった現状もあります。

以上の 3 つの目標を基に個別勉強会が終わった時には、下書きではあるものの「SM 計画書の策定」も「法改正に適用した事業計画書」も出来上がった状態にすることができました。

5. 取り組みの効果

この個別勉強会の取り組みにより、昨年末（H28 年 12 月末）までにほぼすべての市町村で SM 計画書の策定と法改正に適用した事業計画書の記載を終えて、現在は県において確認作業を行っており、それが済み次第、早期に国へ提出する運びとなっています。

これにより、新年度からは SM 計画書に記載された調査・点検が交付金の対象となり、効率的、

効果的な事業運営を図ることが出来ることとなります。
今回、直営で作成することで、担当者が施設全体を俯瞰して見渡すことや、自分たちが運営する下水道事業がどの様な状況におかれているのかを確認することができ、「持続可能な下水道事業」とするためにやるべきことへの意識（危機感も含めた）が高まったことや、地域の実情に合った計画を作成することができたことを実感しました。
さらに、整備が概成している自治体とは日頃打合せをすることもなかったため、今回各地を回って現地で直接話ができたことで、今まで見えなかったものが見えるようになりました。

6. SM 計画から経営戦略へ

下水道事業は地方公営企業として、「汚水私費、雨水公費」の原則に基づき、独立採算制により運営されるべきものであります。しかしながらその現状は厳しく、一般会計からの多額の繰入金に頼っている状況にあります。
持続可能な下水道事業へ向けては、SM 計画書に記載された点検・調査、及び改築更新計画の着実な実施と、その計画を支える堅実な下水道事業の経営が必要となります。
今回 SM 計画書を作成したことで、概略ながらも今後の資金需要を把握することができました。国、地方とも厳しい財政状況の中、今後は、この SM 計画書を現在策定中の「経営戦略」に活かして、資金の確保とさらなる経費の圧縮を図る施策を展開していく必要があります。
本県では、SM 計画書作成の支援と平行して、共同化・広域連携の勉強会も地域毎に実施しているところであります。この中では、ハードだけではなくソフトも含めた施策の検討と、公共下水道のみに限らず農業集落排水、合併浄化槽を含めた汚水処理施設全体について検討を展開しているものであります。
さらに、適正な下水道使用料の設定も大きな課題でありますが、担当者一人のような自治体でこの課題を解決することはかなり困難を極めるものであります。そこで、使用料改定ついても勉強会として取り組むことで、各自治体で使用料改定の議論が進むよう促していこうと議論しているところであります。
この様に、SM 計画と経営戦略は別々なものではなく、持続可能な下水道事業へ向けた車の両輪であり、下水道事業を経営するうえで不可分一体のものであります。

7. まとめ・今後の取り組み

今回の取り組みの中で我々が一貫してしたことは、“先ずは実践”すること、そしで“気づく”ことでありました。SM 計画にしても法改正に適用した事業計画書にしても、誰かのために作るものではなく自分たちのために作るものなんだと認識し、書類の中身の善し悪しを議論するのではなく、先ずは“実践”して、自分たちの下水道事業のおかれた現状に“気づき”変えるべきものは変えて行く、これを積み重ねてあるべき姿を目指して行こういうものでした。
この個別勉強会で各地を訪問したことで、県内の下水道実施 41 自治体には 41 とおりの課題があり、それぞれの状況に応じた 41 とおりの解決策が必要であることをあらためて認識しました。そして、その解決策を見いだして行くためには、関係者の慣例にとらわれない意識改革と、はじめの一歩を踏み出す勇気が必要だと実感しました。
本県の取り組みは、はじめの一歩にも満たない半歩を踏み出しただけであり、

やっとスタートラインに立ったというころです。県内すべての下水道事業者がリタイヤすることなく「持続可能な下水道事業」というゴールテープを切れるよう、ラストランナー方式で支援を続けて行くこと、それが広域行政を担う県の役割であると考え、今後も取り組んで行きたいと思います。

